

中小河川の河道掘削に要する予算の確保等を求める意見書

平成28年8月の北海道・東北豪雨や、平成29年7月の九州北部豪雨など、近年、地方において、豪雨による中小河川の被害として、土砂の流出や流木等による河道埋塞が発生しており、河床の上昇が洪水発生原因の一つとなっています。

しかし、都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保に向けた河道掘削については、これまで、維持補修の範囲として、おのこの単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情です。

こうした中、国土交通省は、中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、河道掘削についても、再度の氾濫防止対策の一つとして、この中に盛り込みました。

しかし、同プロジェクトは、おおむね3カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても、重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間に限られています。

よって、国会及び政府は、今回のプロジェクトが地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 同プロジェクトには、河道掘削を含め、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、地方自治体の要望を踏まえ、平成30年度以降も十分な予算を確保すること。
2. 同プロジェクトでは河道掘削の対策箇所を限定しているが、今後は、地方自治体により柔軟に対応できるよう、対策箇所の拡大も含め、検討すること。また、国が直接管理する河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
3. 防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月28日

枚方市議会議長 福 留 利 光

〈提 出 先〉

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

財 務 大 臣

国土交通大臣